

## 提出書類一覧

提出書類	提出の根拠※1	
○特例監理技術者の配置に関する仮届出書(総合評価用) (様式1) (総合評価における落札者の仮決定後3日以内に提出する 「配置予定技術者に係る報告書」と同時に提出する。添付資料 は不要。)	(2)①	監理技術者補佐を専任で配置すること。
○特例監理技術者の配置に関する届出書 (様式2) (「現場代理人等決定(変更)通知書」と同時に提出する。)	(2)④	同一の特例監理技術者が配置できる工事の数は、 本工事を含め同時に2件までとする。
(添付資料)	(2)⑥	特例監理技術者は、施工における主要な会議への 参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務 を適正に遂行しなければならない。
	(2)⑦	特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連 絡が取れる体制であること。
	(2)⑧	特例監理技術者及び監理技術者補佐が担う業務に ついて、明らかにすること。
<b>監理技術者 補佐の資格 要件が確認で きる資料</b>  A.Bのいずれ かを選択	<b>A. 監理技術者の資格による場合</b>  <b>監理技術者資格者証の写し<sup>※2</sup></b>  <b>監理技術者講習修了証の写し<sup>※2</sup></b> (平成16年2月29日以前に監理技術者証の交付 を受けた者は除く)	<b>(2)②</b>  ② 監理技術者補佐は、主任技術者資格を有する一 級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の國 家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資 格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の 建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、 特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであ ること。
	<b>B. 一級施工管理技士補の資格による場 合(主任技術者資格が必要)</b>  <b>一級施工管理技士補の技術検定合格 証明書の写し<sup>※2</sup></b>  <b>主任技術者の要件を満たすことが確 認できる資料 (技術検定合格証明書等の写 しまたは実務経歴書)<sup>※2</sup></b>	
監理技術者補佐が受注者と直接的かつ恒常的な3ヶ月以 上の雇用関係にあることが確認できる資料 <sup>※2</sup>	(2)③	監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な 雇用関係にあること。
兼務する相手方の工事の契約内容が確認できる資料(コリ ンズまたは落札者決定通知など)	(1)③	③ 兼務する期間において、兼務する工事の当初契 約金額の合計が3億円以上であるとき。
兼務する相手方の工事における兼務条件が確認できる資 料(公告文など)	1.	ただし、長崎県以外が発注する工事においては、当 該工事の発注者が定める取り扱いに従うこと。
距離が確認できる位置図 (兼務する2工事の位置が表示されているもの)	(2)⑤	特例監理技術者が兼務できる工事は、直線距離10 km以内の工事でなければならない。なお、施工箇所 が点在する工事の場合は、当初設計での設計額が 最も大きい工区から直線距離10km以内であること。

※1 通知「建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者、特例監理技術者及び監理  
技術者補佐の取扱いについて」による

※2 現場代理人等決定(変更)通知書に添付する場合は当該届出書への添付は不要